第七条第一項中「次条第一項」の下に「及び第四項並びに第九条第一項及び第四項」を加える。

第七条の二第一項中「みなされた」を「みなされる」に改め、同条を第八条とする。

本則に次の一条を加える。

第九条　次に掲げる長官権限は、登録申請者（銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は信用協同組合電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一　銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理

二　銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録

三　銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知

四　法第六条の五の九第三項の規定及び銀行法第五十二条の六十一の四第三項の規定による公衆への縦覧

五　銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否

六　法第六条の五の九第二項及び第七条の二第三項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の六第一項及び第三項並びに第五十二条の六十一の七第一項の規定による届出の受理並びに銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七　銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八　銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九　銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十　法第六条の五の九第四項の規定並びに銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による処分

十一　銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

2　前項第七号及び第八号に掲げる権限で信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3　前項の規定により、信用協同組合電子決済等代行業者の従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該信用協同組合電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4　前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5　金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

（労働金庫法施行令の一部改正）

第九条　労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和五十六年法律第五十九号。」を削り、「及び第八条から第十一条まで」を「、第八条から第十条の二まで及び第十一条」に改める。

第四条の八中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に改め、同条を第四条の九とする。

第四条の七中「第八十九条の五第一項第二号」を「第八十九条の十三第一項第二号」に、「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第二号中「第七条の二の三各号」を「第七条の二の七各号」に改め、同条を第四条の八とする。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第四条の七　法第八十九条の十の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出してしなければならない。

一　名称

二　事務所の所在地

三　役員の氏名

四　法第八十九条の十第二号に規定する協会員の氏名又は名称

2　前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他内閣府令・厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

第七条第一項中「第八十九条の五第一項第八号」を「第八十九条の十三第一項第八号」に、「第八十九条の五第一項に」を「第八十九条の十三第一項に」に改め、同項の表第十二条の三第一項第二号の項中「第八十九条の五第二項」を「第八十九条の十三第二項」に改め、同条第四項中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第九十四条第五項において銀行法の規定を準用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ	労働金庫法	銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）
第五十二条の六十一の二十五第二項	認定業務	認定業務（労働金庫法第八十九条の十に規定する認定業務をいう。以下同じ。）

第七条の二の三の見出し中「名称」を「指定紛争解決機関に係る名称」に改め、同条中「第九十四条第五項」を「第九十四条第七項」に改め、同条第六号中「第八十五条の四第一項」を「第八十五条の十二第一項」に改め、同条第七号中「（昭和二十七年法律第百八十七号）」を削り、同条第十一号中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同条を第七条の二の七とする。

第七条の二の二の次に次の四条を加える。

（労働金庫電子決済等代行業者の登録の基準となる法律の範囲）

第七条の二の三　法第九十四条第五項において準用する銀行法（次条（第一項第四号及び第二項第四号を除く。）、第七条の二の五（同条の表を除く。）、第七条の二の六及び第十条の三において「銀行法」という。）第五十二条の六十一の五第一項第一号ホに規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　中小企業等協同組合法

二　長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

（認定労働金庫電子決済等代行事業者協会に係る名称の使用制限の適用除外）

第七条の二の四　銀行法第五十二条の六十一の二十一第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一　農業協同組合法第九十二条の五の六の規定による認定

二　水産業協同組合法第百二十一条の五の六の規定による認定